

やちまた男女共同参画だより Vol.6

ドメスティック・バイオレンスとは、英語の Domestic（家庭の）・Violence（暴力）をカタカナで表記したもので、略して「DV（ディーバイ）」と呼ばれることもあります。明確な定義はありませんが、現在の日本では「配偶者や恋人など親密な関係にある人、またはあった人から振るわれる暴力」という意味で使われることが多いです。

DVの種類

○身体的なもの ・なぐる、ける ・刃物を突きつける ・髪をひっぱる ・引きずりまわす	○精神的なもの ・「誰のおかげで生活できるんだ」などと言う ・実家や友人とのつきあいを制限する ・電話や手紙を細かくチェックする ・大切にしているものをこわす、捨てる
○経済的なもの ・生活費を渡さない ・外で働くなと言う ・仕事を辞めさせる	○性的なもの ・見たくないのにポルノビデオやポルノ雑誌を見せる ・いやがっているのに性的行為を強要する ・中絶を強要する ・避妊に協力しない

※経済的なものは精神的なものに含む場合もあります。

※これらは相談対象となり得るもので、すべてがDV防止法に該当するとは限りません。

※違法行為と見なされれば、相手が配偶者であっても、処罰の対象になる場合もあります。

なぜ逃げるできないのか

- 恐怖感……逃げたら殺されるかもという強い恐怖
- 無気力感……暴力を振るわれ続けることにより無気力状態に陥る
- 複雑な心理……暴力を振るうのは私のことを愛しているからなどの思い
- 経済的問題……配偶者の収入がなければ生活することが困難
- 失うもの……仕事や地域での人間関係などを失う
- 子どもの問題……子どもの安全や就学などが気にかかる

子どもに与える影響

暴力を目撃したことにより、様々な心身の症状が表れたり、暴力を目撃しながら育ったことにより、感情表現や問題解決の手段に暴力を用いることを学習したりすることもあります。

DVに関する相談

平成14年に設置された配偶者暴力相談支援センターでは相談件数が年々増加、平成28年度からはやや減少しているものの10万件を超えたままです。千葉県では平成29年度に約7000件の相談がありました。男女が社会の対等なパートナーとして様々な分野で活躍するためには、大切な存在である配偶者に対する暴力は絶対にあってはならないことです。DVかもと思ったらひとりで悩まずお気軽にご相談ください。

DV相談ナビ 0570-0-55210



その他DVに関する情報はこちらから

千葉県男女共同参画センターからのお知らせ

千葉県男女共同参画センター情報誌「e パートナーちば」第7期編集委員の募集

千葉県男女共同参画センターでは、男女共同参画に対する県民の理解を深め、男女共同参画社会づくりをより効果的に推進するため、情報誌「e パートナーちば」を年2回発行しています。この情報誌の作成にあたり、県民の皆さんの視点を取り入れた内容とするため、第7期編集委員を募集しています。

●業務内容

- ・年に2回程度開催される情報誌編集委員会への出席
- ・情報誌の企画の検討、取材、校正等作業

●公募対象者

- ・男女共同参画に関する知識を有する、県内在住、在勤、在学の20歳以上の方
- ・取材後の記事作成等、ワードで文書の作成ができる方

●募集人数

2名

●報酬等

無報酬

ただし、編集委員会出席や取材に伴う交通費は、県規定に基づき支給します。

●応募方法

応募用紙に記入のうえ、郵送、Eメール、ファックスでお送りください。

●応募期限

平成31年3月8日（金曜日）必着（郵送の場合も同様）

●選考結果

情報誌編集委員会先行審査会において決定し、応募者全員に結果を通知します。

●応募・問い合わせ先

千葉県男女共同参画センター

〒260-0001

千葉市中央区都町2-1-12（千葉県都町合同庁舎1階）

TEL 043-420-8411

FAX 043-420-8581

E-mail kenkyouse@mz.pref.chiba.lg.jp

詳細は県ホームページをご確認ください。

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kyousei/contents/jouhoushi/index.html>

スマートフォンからの
アクセスはこちらから



発行

八街市総務部企画政策課

〒289-1192 千葉県八街市八街ほ 35-29

TEL 043-443-1114 FAX 043-444-0815

E-mail kikaku@city.yachimata.lg.jp

発行日 平成31年2月